

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回 所沢市障害者施策推進協議会
開 催 日 時	平成30年7月25日（水）午前10時00分から正午
開 催 場 所	所沢市こどもと福祉の未来館3階 多目的室3号・4号
出席者の氏名	徳川 光則、長本 和夫、川添 照子、一木 昭憲、 玉津島 滝子、仲 重夫、木村 栄、粕谷 廣子、 中島 亜希子、倉部 陽司、渡邊 紀代子、熊谷 大、 齊藤 秀行、田中 英樹、植村 英晴、石渡 博幸、 谷田 悦男、渋沢 修一、鈴木 喜代子、以上19名
欠席者の氏名	天羽 徳子
議 題	（1）第3次障害者支援計画の進捗評価について （2）所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり 条例について ①条例の周知啓発について ②条例の規則について ③所沢市社会的障壁の除去推進事業補助金交付要綱 について （3）その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 所沢市障害者施策推進協議会名簿 3 第3次所沢市障害者支援計画進捗評価 4 第3次所沢市障害者支援計画 目標値・実績値 5 条例の周知啓発について（資料1） 6 条例施行規則、あっせん調整委員会委員名簿（資料2） 7 あっせんの流れ（資料3） 8 所沢市社会的障壁の除去推進事業補助金交付要綱 補助金に関するチラシ（資料4） 9 重度心身障害児等医療費助成事業への所得制限の導入に ついて（資料5） 10 第3次障害者支援家企画各施策に対するご意見と回答 （当日資料1） 11 条例に関するパンフレット

担 当 部 課 名	福祉部長 植村 里美 福祉部次長 瀬能 幸則 障害福祉課 森田課長、松井副主幹、粕谷副主幹、 長谷川主査、田熊主査、山田主任、 星野主任、中村主任、林主事、木村主事 こども福祉課 小川課長、廣谷副主幹 保健センター健康管理課 山崎主幹、小野寺主査 (事務局) 福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116
-----------	---

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
会長	開 会
事務局	—開会のあいさつ—
齊藤委員	新任委員のご紹介 齊藤委員
事務局	—就任のあいさつ—
事務局	資料確認 —傍聴者入場（3名入場）—
会長	《議題》 （1）第3次障害者支援計画の進捗評価について事務局より説明し、ご意見・ご質問等がありましたら、説明後にまとめてお願いしたいと思います。
事務局	—第3次障害者支援計画進捗評価について説明— 第3次所沢市障害者支援計画各施策の目標値及び実績値一覧（A4）に基づき説明 No. 1～No. 13 について説明 No. 4 は事前質問があり、当日資料1に基づき回答
委員	—第3次障害者支援計画進捗評価について説明— No. 13 は事前質問を受けていたため、業務を所管する委員から説明 （事前質問内容） ところざわ就労支援センター登録者の中で就職をしている方のうち、就職から6か月後、1年後に就職が継続されている人数、割合を知りたい。 （回答） 就労支援センターの登録状況は、昨年度の登録者数が104名、平成29年度における全体の登録者数が878名となっています。なお、現在は900名を超えています。このうち就職者数は512名です。

事務局

昨年度の就職者数は129名で、継続就労者数については6か月以上が103名います。また、

- ・2月、3月に就職し、間もなく6か月の人が16名
- ・ここで9名が退職

これらを含め、現状110名ということになります。

この値から推測すると、就職後1年間継続されている方は約100名と見込んでいます。

昨年度の就職者数129名の中には、就労継続支援A型で雇用されている人が6名います。一般就労に至らない理由は、企業側が、当事者の体調面に関して、認識できていないことが多いためと考えています。

—第3次障害者支援計画進捗評価について説明—
No. 14～No. 17について説明

—第3次障害者支援計画進捗状況について事前に質問を受けていたものに対する回答—
当日資料1に基づいて説明

—第3次障害者支援計画進捗状況において今後の方向性を縮小、廃止としているものについて説明—

①No. 20, 24 障害者相談員の活動の充実（廃止）

障害者相談員制度については、国・県の補助金対象外となったことを受け、障害者相談員の意向調査を行ったうえで、平成29年度に廃止いたしました。

しかし、一部の相談員の方から、無報酬でも相談を受けて市の障害福祉に尽力したいとのご回答をいただきました。そこで、長年培った知識やスキルを活かしていただくため、障害者ピアカウンセラー事業の新規設置を進めています。事業の詳細が決まりましたら、本協議会において説明をさせていただきたいと考えています。

②NO. 113 学級講座等の開催

本事業については、生涯学習推進センターを主な会場とし、毎月第4土曜日に障害者向けのIT相談を実施し、支援を図るものです。

しかし、年々、相談件数が減少していることから、平成30年度以降は開催を取りやめることとしました。

今後の対応としては、生涯学習推進センターにおいて開催されている「IT相談」において、障害の有無にかかわらず対応することとしました。

—説明終了—

会長

ご質問、ご意見などありましたらお願いします。

－質疑・応答－

－質問－

委員

①障害者の就職に関して

今後、所沢市において、様々な雇用の機会が創出される可能性があるので、ところざわ就労支援センターの障害者就職に関するノウハウを活用し、新たにどういった就職が創出できるのか改めて考えていただき、就労の可能性を広げていただきたいと思います。

②ところバスの整備充実に関して

ところバスは地域格差の解消を目的としているものと認識していますので、もう少し利用者の意見を取り入れて、利用しやすいところバスになるよう、担当部局と協議していただきたいと思います。

③駅のホームドアに関して

所沢市バリアフリー基本構想におけるホームドアの設置について、事務局から担当部署へ推進されるよう働きかけていただきたいと思います。

委員

④障害者相談員の廃止について

ろう者が相談をする場が減ってしまうのではないかと不安に感じています。できれば、廃止ではなく継続してほしいと考えています。

さらに、ろう者がろう者に相談できるような環境も整えていただければと思います。

－回答－

会長

①の質問は、事務局としては今後進めていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局

はい。

会長

②、③の質問については、設置が困難であればその理由や、設置の予定があれば具体的な導入の時期の明示など、理由や内容について当事者に十分に伝わるような形での取り組みを実施していただけるよう、ご検討いただくとい

うことでよろしいでしょうか。

④の質問については、障害者相談員制度が廃止され、手話等のコミュニケーション機会が損失されるということでした。事務局は、障害者相談員制度に代わるピアカウンセラー制度の新事業を考えているとのことでしたが、この事業に委員の意見を十分に取り入れていくことで、ご希望に沿うことができるかどうか、事務局にお聞きしたいと思います。

事務局

②ところバスの整備充実に関して

現在、市担当課に対し、増便やバスの大きさについて要望があることについては、お話をさせていただいています。ただし、運転手の確保や、コースの問題等もあるため、すぐに要望にお応えできるという状況ではありませんが、こうした要望については、引き続き、市担当課に話をさせていただきたいと考えています。

③駅のホームドアに関して

所沢駅にはホームドアを設置する予定があることを西武鉄道さんから聞いています。新所沢駅にもホームドアが必要ではないかといったご意見もいただいておりますが、そうしたご意見につきましても、市担当課にはお伝えさせていただいております。

今後につきましては、会長がおっしゃっていただいたように、進捗状況や要望のあった情報などを皆様に随時お示ししていくことが大切だと考えています。

④障害者相談員の廃止について

相談支援事業所で相談を受けることができる状況ではありますが、手話での相談という面においては難しいところがありますので、ピアカウンセラー事業について検討するとともに聴覚障害者協会とも相談することで、対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

ここで10分休憩とします。

休 憩

会長

再開します。

それでは、議題（2）所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例について、事務局より説明をお願いいたします。はじめに①条例の周知啓発についてお願いしま

	す。
事務局	－①条例の周知啓発について説明－ 資料 1 に基づいて説明
会長	ご意見、ご質問はございますか。 無いようでしたら、続いて②条例の規則について説明をお願いします。
委員	－②条例の規則について説明－ 資料 2、3 に基づいて説明
会長	ご意見、ご質問はございますか。 無いようでしたら、続いて③所沢市社会的障壁の除去推進事業補助金交付要綱について説明をお願いします。
委員	－③所沢市社会的障壁の除去推進事業補助金交付要綱について説明－ 資料 4 に基づいて説明
会長	ご意見、ご質問はございますか。 －質疑・応答－
委員	例えば、ろう者に対しての物品、お店が電光掲示板をつけたい、となったときは対象になりますか。
事務局	電光掲示板の設置に関しては、工事の施工に当たり、対象となります。
委員	喫茶店で色々な BGM が流れているなど、音が流れている情報を知ることができると非常に助かります。
会長	他にご意見、ご質問はございますか。
委員	薬局を利用する場合に、薬の種類や飲む錠数などの情報を点字で薬袋に貼っていただくと助かりますが、薬局が点字を作成するものを購入等する場合は対象になりますか。
事務局	対象になります。

会長

ほかにご意見、ご質問はございますか。

委員

以前、本協議会で、手話言語条例については別に制定して欲しいという意見もあったと思いますが、まだ具体性もなく、詳細についてもパンフレットに記載がありませんので、このことについてお伺いします。

特別支援教室では口話教育が主流でした。それを受けたにも関わらず、話せない状態になっていきます。

聴こえない子どもたちの教育の在り方は別だと思いません。手話による教育が必要になってくると思いますが、難聴者にとっても手話や手話以外のコミュニケーションによる方法が必要だと思えます。

全国手話言語市区長会にも所沢市からは参加がありませんが、私としては参加してもらいたいと思っています。

先月、川越市でも手話言語条例が可決されました。そういった協力を得たいと思っていますが、人口が多い所沢市でも中々進んでいかない、理解を得られないといった状況があります。手話を使つての教育の問題など、私たちの要望とずれがあります。

オリンピック、パラリンピックがありますが、聴こえない者はどちらに参加すればよいのでしょうか。パラリンピックに該当しない聴覚障害者や、音に関して、オリンピックへの参加にも制限があります。聴こえない人にとってのスポーツ関係も考えてもらいたいと思えます。

こうしたことから、手話の周知という意味も含め、手話言語条例が別に進んでいけばいいと思えます。

会長

委員のご意見は、大変大事なことと思えます。

条例というのは目的があります。本年制定された「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」でも、手話その他の形態の非音声言語が言語であると規定しています。

新しく条例をつくるとなると、その条例の目的を考える必要がありますが、今回の条例と同じ目的ということで、事務局としても進めるのが難しいのではないかと思います。その目的を事務局で考えてくれというのは難しいことだと思えます。

手話その他の非音声言語が言語であると規定した、今回の条例がこれから進んでいく中で、条例との整合性をどうするのかというのが事務局としては大きな課題となると思えます。

施策推進協議会としてご発言いただいて、手話言語条例

委員

をやるべしとするのであれば、その部分を整理しないと難しいと思いますので、他市町村の条例の目的を参考にし、既にある条例との整合性も含めて、考えていただけると、関係者の理解も進むと思います。

手話言語条例が必要というお気持ちは個人的にはわかります。

会長が言われたように、実務的な問題はあるかと思いますが、ただ、あえて今手話言語条例が必要だと言わなければならないという状況、当事者が歯がゆい思いをしてきたという背景があったのかと思います。

他の障害種別の人にも言えると思いますが、少数ではありますが、違う見え方をしている、違う感じ方をしている、違う価値観がある人達をどうするかという話になるのかなと思っています。

ですので、手話言語条例にこだわるわけではありませんが、少数者の文化を包み込んだ社会をつくるというのが大事だと考えております。

委員

会長がおっしゃるとおり、条例に手話は言語であるというのは規定されています。ですが、これだけでは不十分だということを申し上げたいです。

聴覚障害が聴こえる人の社会に入っていくためには喋らなければいけないのか、と考えると、喋ることができる人たちが、近づいていかなければならない、そのための手段として手話があると考えています。

全国的にも手話言語条例が広まっているということを考えれば、その必要性は認められているのではないかと思います。

今後、私たちから市長の考えを変えるくらいの意見を言っていきたいと思います。

－質疑・応答終了－

会長

それでは、議題（３）その他について、事務局から報告が２つあるようですので、よろしくお願いします。

事務局

－重度心身障害児等医療費助成事業への所得制限の導入について－

資料５に基づいて説明

－ヘルプマークについて説明－

会長

ご意見ご質問はございますか。
無いようでしたら、本日の議題はこれで終了といたします。

副会長

長時間のご協議ありがとうございました。条例につきましては、市でも多様な方法で啓発に努めていただいておりますし、委員の皆様にもこれからもご協力いただけるということで、大変ありがたいと思っています。

始まったばかりの啓発活動ですが、これをどう繋げていくか、最終的にはこの条例が目指したことをどう実現していくか、そういう情報を市民一人一人に、時間の経過とともに、この条例で「市のこんなことが変わりましたよ。」「こんな問題が起きていますよ。」といったことを分かりやすく伝えていく手法などについて、今後ともご協議していただきたいと思っております。

本日ご協議いただいた障害者支援計画は、いままでも大変重要なものでしたが、この条例ができて、この条例の基本理念を達成するための、もうひとつの重い意味が付加されたと感じます。

予算の問題も多々ありますが、みなさんで知恵を出し合って、今まで以上に進めていく、ということもこの会議で取り組むことだろうと思っております。

最後に手話言語条例のことができましたが、それだけではなく、いろいろな障害やいろいろな問題について、市民一人一人にとってはもっと身近な問題で考えたほうが良いと思っておりますし、そのためには、この条例を基に議論が深まるといいと思っております。

この条例はいろいろな意味で所沢のまちを変えていく、起爆剤になると感じました。

究極的には、市議会が、所沢市は条例の目的を達成し、条例がなくても障害者に配慮したまちですので条例を廃止します、となれば良いと思っております。

今日はお疲れさまでした。

閉 会